

金沢市都心軸オープンカフェ整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の都心軸沿線等における憩いとにぎわいの空間を創出するため、都心軸オープンカフェ整備事業に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都心軸オープンカフェ整備事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア オープンカフェ整備事業

イ カフェストリート設置事業

(2) オープンカフェ整備事業 都心軸沿線区域及び百万石通り沿線区域において、建物の新築又は改築に伴い創出されたセットバック空間等を活用して、当該建物の所有者（以下「建物所有者」という。）又は当該建物内で店舗を運営する者（以下「店舗運営者」という。）がオープンカフェを新たに整備する事業をいう。

(3) カフェストリート設置事業 オープンカフェ整備事業の区域と連続性を持つと市長が認める公共空間等を活用して、商店街振興組合等が新たにカフェストリートを設置する事業をいう。

(4) 都心軸沿線区域 金沢駅前中央交差点から武蔵交差点及び香林坊交差点を經由して犀川大橋右岸に至る市長が指定する経路に面する区域

(5) 百万石通り沿線区域 次のア及びイに掲げる区域

ア 香林坊交差点から広坂交差点に至る市長が指定する経路に面する区域

イ 武蔵交差点から橋場交差点を經由して兼六園下交差点に至る市長が指定する経路に面する区域

(6) セットバック空間等 建物敷地内に設けられた壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。）等で、隣接する道路又は歩道と一体となった空間をいう。

(7) オープンカフェ 都心軸沿線区域又は百万石通り沿線区域に面した壁、屋根等を取り払い、日差しを取り込むように設計された開放的な飲食店（日本標準産業分類（平

成25年総務省告示第405号)に規定する中分類76飲食店の用に供する施設をいう。)で、次のいずれにも該当するものとして市長が認めるものをいう。

ア 年間を通じて、セットバック空間等が利活用されていること。

イ 店舗の屋内部分及び調理場と一体となった運営がなされていること。

(8) 公共空間等 道路、歩道、河川敷、広場等の公共用地又は民有地で一般に開放されている空地その他公共性の高い空間をいう。

(9) 商店街振興組合等 別表第1に定める振興組合、振興会等をいう。

(10) カフェストリート 商店街振興組合等の区域内を通行する者が飲食をすることができるテーブル、いす等の設備が連続する空間で、次のいずれにも該当するものとして市長が認めるものをいう。

ア 周辺住民の生活環境並びに車両及び歩行者の通行に支障をきたさないこと。

イ 公共空間等の管理者及び警察署の許可を受けて設置すること。

ウ おおむね3か月以上の期間設置すること。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、オープンカフェ整備事業を実施する建物所有者若しくは店舗運営者又はカフェストリート設置事業を実施する商店街振興組合等で次の要件を満たすものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 建物所有者にあつては、自らが所有する建物にオープンカフェを整備する工事を行うものであること。

(2) 店舗運営者にあつては、建物所有者から店舗を賃借して、オープンカフェを運営するものであること。

(3) 商店街振興組合等にあつては、カフェストリートを設置して、飲食サービスを提供するものであること。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2に定めるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表第2に定める補助率を乗じて得た額(その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、その額は、同表に定める限度額を超えないものとする。

(補助適用の認定申請)

第5条 オープンカフェ整備事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、オープンカフェの整備を行う前に、補助適用認定申請書（様式第1号）により補助の適用を受ける旨の市長の認定を受けなければならない。

（補助適用の認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助の適用の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（完了届）

第7条 第5条の認定を受けた者（以下「補助適用認定者」という。）は、オープンカフェの整備が完了したときは、建物所有者にあつては工事完了届（様式第2号）を、店舗運営者にあつては新設完了届（様式第3号）を、提出しなければならない。

（補助金の交付申請等）

第8条 補助適用認定者は、オープンカフェの開業後、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定と併せ補助金の額を確定するものとする。

（認定の取消し等）

第9条 市長は、補助適用認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助適用の認定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日から5年を経過する日までに、その事業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが著しく不相当であると市長が認めるとき。

（補助適用認定者の地位の承継）

第10条 相続、譲渡、合併等により補助適用認定者に変更が生じたときは、当該認定に係る事業が継続される場合に限り、当該補助適用認定者の事業を承継した者は、市長の承認を受けて、当該補助適用認定者の地位を承継することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条 この要綱の規定による補助金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に

供してはならない。

(適用除外)

第12条 補助金は、次に掲げる者に対しては、交付しない。

(1) 当該補助金の交付の対象となる経費に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者

(2) 市税を滞納している者

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に第5条の認定を受けた者又はカフェストリートの設置をする者について適用する。

3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の認定を受けた者又はカフェストリートの設置をした者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第2条関係)

片町商店街振興組合 横安江町商店街振興組合 堅町商店街振興組合 尾張町商店街振興組合 武蔵商店街振興組合 近江町市場商店街振興組合 香林坊商店街振興組合 広坂振興会 柿木畠振興会 駅前別院通り商店街振興組合 新堅町商店街 玉川町通り商店街振興組合 尾山神社前商店街振興組合 彦三商店街振興組合 南町通り商工会 木倉町商店街 片町伝馬商店街 新天地商店街振興組合 せせらぎ通り商店街振興会 金沢駅前三和商店街振興会

別表第2 (第4条関係)

区分	補助対象経費	補助率	限度額
オープンカフェ整	オープンカフェ整備事業に必要な経費のうち、次に掲げる経費 (1) 路面仕上げ又はデッキ等の設置に係る工事費 (2) 屋内外一体となる開口部の設置工事費	補助対象経費の2分の1以内	1店舗につき5,000,000円(建物

備事業	<p>(3) 床の段差解消（設備に係るものは除く。）に係る工事費</p> <p>(4) 可動式又は一時使用の簡易なひさし等の設置工事費</p> <p>(5) 間仕切りの設置工事費</p> <p>(6) 屋内店舗部分と一体となった机、ベンチ等の購入費</p> <p>(7) 空調設備の設置工事費（オープンカフェ部分に限る。）</p> <p>(8) 暖房器具の設置費又は購入費（オープンカフェ部分に限る。）</p> <p>(9) その他市長が必要があると認める工事費又は備品購入費</p>		所有者及び店舗運営者のいずれにも補助金が交付される場合には、当該補助金を合算して5,000,000円とする。）
カフェストリート整備事業	<p>カフェストリート設置事業に必要な経費のうち、次に掲げる経費</p> <p>(1) 次に掲げる備品の購入費及び設置費</p> <p>ア テーブル</p> <p>イ いす</p> <p>ウ 音響設備</p> <p>エ 照明設備</p> <p>オ 舞台</p> <p>カ テント</p> <p>キ パラソル</p> <p>ク ストープ</p> <p>(2) 誘導に必要な案内サインの設置費</p> <p>(3) その他市長が必要があると認める備品購入費</p>	補助対象経費の2分の1以内	2,000,000円

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 所 在 地

氏名又は名称

代表者氏名

㊟

補助適用認定申請書

金沢市都心軸オープンカフェ整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づく認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 所 在 地

氏名又は名称

代表者氏名

㊟

工事完了届（適用認定事業遂行状況報告書）

年 月 日付け指令収 第 号で適用認定を受けた事業について、
年 月 日に工事を完了したので、関係書類を添えて届出します。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 所 在 地

氏名又は名称

代表者氏名

㊟

新設完了届（適用認定事業遂行状況報告書）

年 月 日付け指令収 第 号で適用認定を受けた事業について、
年 月 日にオープンカフェの新設を完了したので、関係書類を添えて届出します。